

三 監 第 6 1 号
令和 7 年 1 月 2 8 日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三 島 市 議 会 議 長 堀 江 和 雄 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 川 原 章 寛

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度定期監査（第3号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

環境市民部 環境政策課、廃棄物対策課、市民課、地域協働・安全課

2 監査の期間

令和6年11月26日から令和6年12月17日まで

3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

監査に当たっては、三島市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかを主な着眼点として監査を実施した。

4 監査の範囲

令和6年4月1日から同年10月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

5 監査結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠しており、適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 共通事項

【指摘事項】

【意見・要望】

令和6年度定期監査全日程終了後に、別途報告する。

(2) 個別事項

ア 環境政策課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】 中小企業者地球温暖化対策事業費補助金について

二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネルギー設備等を導入した中小企業者に対し補助金を交付しているが、設備投資に多額の費用がかかることから、現在の制度設計は脱炭素化の取組を後押しする補助金であるか、客観的な検証が必要である。また多くの事業者に補助金を活用されるため、認知度向上を図るよう、効果的な周知方法を検討されたい。

イ 廃棄物対策課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

(ア) みしまタベスケの登録者数について

フードシェアリングサービス「みしまタベスケ」の登録者数増加に向けて、市民・事業者等に対し積極的なアプローチを進めるとともに、市公式LINEやホームページ等との連携による登録方法の簡素化を検討し、食品ロス削減に向けた持続可能な地域の仕組みづくりを推進されたい。

(イ) 収入事務について

調定には年度毎の歳入金の納付予定、現況及び未収金などの収入状況を把握するための重要な役割がある。

各種事業における収入事務においては、複数の職員でのチェックを行い適正な調定事務の執行及び収入の把握に努められたい。

ウ 市民課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】 おくやみコーナーについて

亡くなった方に関する手続きをワンストップで支援するおくやみコーナーが開設され、利用需要の高さがうかがえる一方、予約件数に限りがあることから、ご遺族の限られた時間で速やかな手続きをサポートできるよう、引き続きの工夫が望まれる。

エ 地域協働・安全課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

(ア)北口駐輪場の運営について

早朝開放に一定の需要はあるものの従事者の負担増が生じており、他の駐輪場と比較して、現在の運営形態は改善の余地が見込まれる。

安全面や費用対効果を考慮しながら適切な改善策を検討し、利用者・従事者双方に利益をもたらす運営に努められたい。

(イ)支出事務について

公金の支出は厳正かつ確実な処理が求められ、支出負担行為には支出の原因となるべき契約その他の行為が、法令や予算の定めに従って行われているかを確認する重要な役割がある。

各種事業における支出負担行為においては、単なる形式的な手続きとは捉えることなく、複数の職員でのチェックを行い適正な支出事務の執行に努められたい。